平成２３年（フ）第７３３号
兵庫県尼崎市南七松町２丁目14番２号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南七松町２丁目10番14号
破産者　岩本設備こと　岩本　　晃
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５５号
兵庫県尼崎市富松町１丁目29番10号　エイトハウス101号
破産者　創健コーポレーションこと　八東　寛子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９３号
兵庫県西宮市北名次町11番10―101号
破産者　織井由紀子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０８８号
兵庫県西宮市門戸岡田町２番14号
破産者　門田　謙二
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１１号
兵庫県姫路市梅ケ谷町16番10号
破産者　栗岡　竹幸
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市梅ケ谷町16番10号
破産者　栗岡美智子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０１号
兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目85番地１プレステージ姫路西飾磨Ⅱ603、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地１ネオハイツ姫路408
破産者　綱澤　政信
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１１号
福岡県うきは市吉井町鷹取350番地５
破産者　古賀香津馬
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０８号
佐賀市天神２丁目５番19―1201号、申立時の住所佐賀市天祐２丁目４番30号
破産者　横溝　清孝
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
兵庫県揖保郡太子町黒岡７―７、申立時の住所佐賀県佐賀市兵庫町大字瓦町962番地１
破産者　アイプランこと　眞﨑理恵子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
熊本県菊池市袈裟尾533番地３、破産開始決定時の住所熊本県合志市栄2295番地21
破産者　宇都宮正廣
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５２号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城369番地１フィールライフ峰205、住民票上の住所沖縄県名護市字汀間57番地
破産者　玉城　仁香
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１４号
沖縄県南城市大里字古堅1307番地
破産者　金城るり子
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５号
沖縄県宜野湾市大山２丁目16番５―203号
ヴィア　ブエノス　アイレス
破産者　池田　盛仁
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６０７号
札幌市手稲区曙３条３丁目６番33号　曙ハイツ202号
破産者　浅石　純二
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９２号
北海道江別市東光町115番地の５
破産者　今野香代子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０６９号
札幌市白石区栄通12丁目４番27―101号
破産者　吉田　勝彦
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３号
北海道石狩郡当別町錦町1091番地29
破産者　香西　　修
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５号
岩手県北上市和賀町横川目12地割173番地11
破産者　高橋　章一
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部